

## 要介護・要支援認定申請書等の様式変更について

本町の介護行政につきまして、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年2月26日付け、「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」により申請書の記載事項に医療保険被保険者番号等を追加することとされました。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本町においても、令和4年4月1日より申請書の様式を変更します。

つきましては、下記の内容を御確認の上、別紙の新様式での対応をお願いします。

### 記

#### 1 申請書の変更点

○医療保険情報を記入する欄を追加

これまで介護保険の第2号被保険者のみ医療保険情報の記入が必要でしたが、  
**令和4年4月1日より第1号被保険者についても医療保険情報の記入が必要**となります。

※第1号被保険者については、医療保険被保険者証の写しの添付は不要です。

※第2号被保険者については、これまでどおり、医療保険被保険者証の写しの添付が必要です。

#### 2 申請書等に関する令和4年4月1日以降の取扱いについて

・当面の間、旧様式の申請書等でも申請を受付けますが、できる限り新様式への切替をお願いします。

・第1号被保険者の申請において申請書の記載事項とはなりますが、医療被保険者番号の記載が無くても申請を受け付けますが、できるだけ記載していただきますようよろしくお願いします。

【お願い】 医療機関から郵送にて介護認定申請書を提出され、申請者欄に医療機関名やソーシャルワーカー等の担当者名が記載されたケースが増えてきておりますが、介護保険法第21条により代行申請はできないこととなっております。

本人、または家族の了承のもと、被保険者の氏名、住所等を記入（代筆可）して提出してください。（居宅介護支援事業所、介護医療院、介護療養型医療施設として指定され、事業所名として登録されている医療機関は代行申請可能です）

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

長与町役場介護保険課認定給付係

TEL：095-883-1111

FAX：095-883-2061